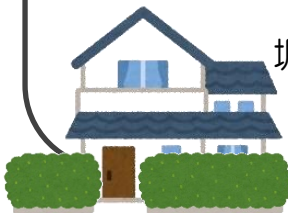


いけがき 生垣にしてみませんか？

塀は地震などの災害時に崩れ落ちる危険がありますが、
生垣は地震や火災や災害に強く、また、防犯や景観面にも優れています

身近な自然と四季折々の変化を感じさせ、
まちなかの美しい景観を生み出すとともに、
植物の二酸化炭素吸収効果により地球温暖化防止にも貢献できます

塀を生垣にかえたり、新たに生垣を設置して
住みよいまちづくりをしてみませんか



生垣設置奨励金について

住宅や店舗等において、公道沿いに生垣を設置する場合、その費用の一部を補助します。

条件	(1) 生垣は、幅員4メートル以上の道路（私道を含む。）に面していること。 ただし、生垣の位置が幅員4メートルの道路を確保するための適正な場所であること。 (2) 樹木の高さが0.9メートル以上であること。 (3) 生垣の延長が3メートル以上で、原則として連続していること。 (4) 樹木は、1メートルにつき、3本以上列植され、かつ、生育状態が良好であること。
奨励額	生垣1メートル当たり2,000円とし、3万円を限度とする。

※新たに設置する生垣について、植栽帯を設置する場合は、緑化の届出における接道部緑化基準の植栽帯を参考にしてください。

※生垣設置奨励金の交付を受けるには、生垣を設置する前にご相談ください。

改修例



改修前



改修後

(問い合わせ先)

八潮市 都市整備部 公園みどり課

TEL:048-996-2111 (内線321)